

協 か な う

vol.127
2011年10月

特集

被災地と協同組合

編 集

くらしと協同の研究所『協う』編集委員会
編集長 杉本貴志

発 行

くらしと協同の研究所 理事長 的場信樹
〒604-0851 京都市中京区夷川通烏丸東入
Tel. 075-256-3335 Fax: 075-211-5037
<http://ha1.seikyou.ne.jp/home/kki>
E-mail: kki@ma1.seikyou.ne.jp

特集 被災地と協同組合

2

命を守る組織化 ~愛のある経済活動の取り組みを強める~

菅原 則夫 2

被災地農業の現状と協同組合の役割

小賀坂 行也 4

福島の現状と協同組合の役割を考える

高瀬 雅男 6

座談会 被災地支援ボランティアに参加して

西谷 洋平／藤本 絵里香 8

探訪 くらしとコミュニティ

10

避難者と地域コミュニティ

～愛知県の広域避難者支援を事例に～

向井 忍

ブックレビュー

14

『福島原発メルトダウン』(広瀬隆 著)

近藤 泉

『大震災のなかで』(内橋克人 編)

加賀美 太記

視角

20

放射性物質に汚染された廃棄物は「燃えるごみ」か?

望月 康平

〈連載〉

12

生協・協同組合研究の動向

被災地の復興と漁業協同組合の課題

濱田 武士

私の研究紹介

16

医療の制度政策と非営利・協同の探求

高山 一夫



アワビ貝殻で装飾品



復興応援ソング発売
「明日への虹」

「かけあしの会」ブログより(本文P 3 参照)

特 集 被災地と協同組合

震災の余波が続いている。原子力発電所の問題は、数年どころか数十年単位で考えなくてはならない問題になりそうであるし、津波で壊滅した沿岸地域では、かつての生活と労働の場に未だ瓦礫の山が続いている。そして協同組合に対しても、緊急支援の段階を越えて、現実を前にしてのさまざまな難問が突きつけられるようになってきた。復興計画の中で、生産者がつくる協同組合の出番は用意されているのか。消費者がつくる協同組合は、復興を志す地元の商業者とどう関係を結べばよいのか。自らも被災者である協同組合の職員は、組合員にどう向かうのか。ひとつひとつ、協同組合らしく、答えを見つけていかなければならないのである。

命を守る組織化 ～愛のある経済活動の取り組みを強める～

菅原 則夫（いわて生活協同組合マリンコープDORA統括店長 復興プロジェクトかけあしの会代表）

全国の皆さんの支援を有難く感じ・絆を大切に
していきたいと思っています。

震災直後

マリンコープDORAは宮古市内にある3000坪のショッピングセンターです。3.11の地震は過去に経験したことのない大きな揺れでしたが、奇跡的に大きな被害はありませんでした。そのときの店舗は、利用している組合員と避難してくる地域の人たちがありました。それらの人たちを高台の駐車場に避難させ、ラジオで情報収集しましたが、甚大な被害になっているとは夢にも思いませんでした。自力で帰れる方は帰り、被災地区や遠方の方は寒いので、18時に二階会議室に避難させました。余震もあり一睡もしないで朝を迎えました。情報のない中では、避難している人たちの命を守ることしか考えられませんでした。

店舗営業

翌日（12日）店頭販売、13日から店内で営業しました。いわて生協の震災マニュアルに基いて安全を確保し、「営業」することを最優先で準備しました。開店時には殺到する人々に買占め購買なきよう呼びかけ、混乱の沈静化に全精力を傾けました。震災翌日からは、パート職員の息子さんと彼の仲間の協力で利用個数の制限や誘導などがおこなわれました。また、入荷の度にお店を閉めて商品補充の時間を短縮するために店内放送をおこない、店舗利用者に補充の協力の呼びかけをおこないましたが、大勢の人が応えてくれました。とくに震災で出勤できない職員に代わって多くの人たちが自発的に協力してくださったことが、あの

異常な状態を乗り切れた要因と思っています。

応援支援

本部応援と全国からの支援物資は本当に助かりました。とくに、組合員安否確認で個別訪問をおこない、物資を届けていただいた全国生協の仲間の支えがあったから、震災後もDORAは地域に支持され利用されていると、感謝の念で一杯です。

しかし、私にとって無念だと思うことは、お店を翌日から開いて多くの人に利用していただきましたが、実際に被災して一番困っている人たち、物資を必要としている人たちに何もできなかつたことです。あの時、店舗を応援支援の方が守り、私たちが被災者訪問して対応することができなかつたのかと思っています。

物資・喪服活動

ある日お店にこられた組合員さんから、“お母さんの最後のお別れにせめて浴衣を着させたいと思うがどこにもない”というお話をきき、その日の内に店内放送したら40着が後日揃いました。そのことがきっかけになって、その後も靴、衣服、台所用品などが集まって、2000人の人たちに提供することができました。さらに、田老地区の合同慰靈祭で“喪服を着ていきたいがなにもない”という組合員の一言から、地元と全国の生協によびかけ、喪服を5000人にお届けできました。これらの取組は理事・監事有志と地域ボランティアの人たち、いわて生協の協力があつてできたことですが多くの被災者の方々に感謝されました。私にとってこの活動は、震災後初めて被災された方々のお役に立てたと実感できたものでした。

地域貢献

次からつぎと難問がドラマのように舞い込みました。予測がきかない震災後の取組みの中では、小学生の送迎バスの運行は、情熱さえあれば困難は乗り越えられると心底感じたものです。「津波で救った命だが？自分の元の学校へ通わせられない」お母さんたちの訴えを前に最初はそれまでの難問から見れば簡単なことだと思ったのですが、実際は、行政・生協・ユニセフと相談しましたが進捗がみられず、憤りを感じたものです。最後は、自分が送迎するしかないと自分を追い込んで仲間と一緒に送迎に踏みきったのです。ところが一週間続けたら教育委員会がタクシーを出してくれることになり私たちの送迎は終了することが出来ました。あきらめない・すぐ動くことによって生まれる支援の心が共感をよんだのだ実感できました。

田老・山田の組合員から「買い物バス」の要望が出されこれに応えたのですが、田老に仮設店舗がオープンする日と重なったので、「配慮」がたりない、商売の邪魔する気か？と商工会議所の専務さんが抗議に見えました。私は、田老の組合員1600人の声があり買い物バスを出すだけで、それ以上のことではないと説明しました。その仮設店舗には後日、生協より未使用のサッカーボールなど什器類を大型トラック2台分を提供しました。

このことがきっかけで地元商店街との協力関係も強まり、商店街主催の手踊りで有名な「秋祭り」に招待され、「産業まつり」にも参加することになりました。

復興に向けて

復興に大切なことは、課題解決のためのスピードであり、推し進めるための人や団体の繋がり、そして協同し共に考え組織化をはかるこだと思います。また、全国の生協が一つになる事が復興への確実な歩みと確信しています。一つの生協は全国の生協のために、全国の生協は困窮している生協のために！震災で繋がった生協が、バラバラにならないで活動することが復興への力になり、やがて生協の価値が評価されると信じます。これからは生協が眞に支援を必要としている被災者に寄り添って、人々の生活再建の手助けと地域諸団体と連携し、地域の復興に貢献することが求めら

れています。その基本に協同組合の原理原則の考え方が不可欠だと思います。

また、今回の震災で私たちは様々な悲惨な現実に直面しましたが、そこから多くのことを学び、記録し、伝えていくことが多くの犠牲になられた方々への供養にもなると考えます。そのために生協には何ができるのかを整理していくことが重要な課題だと思います。

かけあしの会

この会は、7月28日に組合員有志、会社社長など市民の人たち7人が核となって発足し、それ以外に30人くらいの活動ボランティアの協力によって被災者支援の活動を行っています。会発足の背景には、3.11以降、様々な活動を通じて被災者の方たちと関わっていくなかで、行政や生協にお任せするのではなく、被災者の日々くらしの変化に対応して、できることは何でもすることが今大事だと思う組合員、市民の意志がありました。

とくに会では、被災者のみなさんが元気になつていただくこと、そのためには仕事に就いて働くことで収入を得る、そのことで自立し生きる勇気を実感できることが一番の復興だ、と考えています。

会がこれまでおこなってきた主なことは、「貝のブローチ」、「音楽CD」、「海鮮ギフト」の作製と販売です。その作業工程に被災者のみなさんに協力いただいて、1個につきいくらという形で工賃を払っています。そのなかでも「貝のブローチ」は利用する人たちも広がってきたことから、「あわびの会」を発足させ貝のブローチの事業化をすすめています。会の運営は持ち出しも多く大変ですが、被災者のためにできることを今後も続けていきたいとみんなと考えています。

最後に支援活動で、繋がった地域のみなさんを線で繋ぎ共に活動するには、ボランティア活動である会の活動が重要と考えています。地域の関係性を再生させ「共に支え合い一刻も早く自立できる」地域風土を創り上げるよう…諦めない私たちが見本になることが何より重要だと思っています。

命を守ること地域貢献をバランスよく進めることで震災以前の状態より住みやすい活気あるまちづくりを進めるために、皆さんの支援を長く強くお願いいたします。

被災地農業の現状と協同組合の役割

こかさか ゆきや
小賀坂 行也 (仙台農業協同組合 震災復興・総合企画部)

はじめに

東日本大震災が発生してから早いもので半年が経過した。市街地は平常を取り戻しつつあるが、津波により甚大な被害を受けた沿岸部では依然として復興の目途が立たない地域もある。震災後に設置された震災復興・総合企画部の職員として対応してきたことを振り返りながら、被災地の現状と協同組合の役割について論じたい。

J A仙台の概況

J A仙台は、宮城県の中心部に位置し、100万人の人口を抱える仙台市を中心に、多賀城市・塩竈市・利府町・七ヶ浜町・松島町という3市3町を事業エリアとしている広域農協である。

管内の農業動向については、耕地面積の85%が水田であり、ひとめぼれやササニシキに代表される稻作を中心に、転作作物として大豆や麦の生産も行われている。

また、地産地消活動にも力を入れており、仙台市民をターゲットとした安全・安心な園芸野菜の生産も行われている。その取り組みの一環として、10月8日にJR仙石線の陸前高砂駅に隣接している農産物直売所を大規模店舗「たなばたけ（七夕畑）」としてグランドオープンし、これまで取り組んできた「食と農の発信基地」としての役割に加えて、「震災復興のシンボル」として農業復興の拠点にする予定となっている。

J A仙台管内の被害状況

今回の震災では東京電力福島第1原子力発電所事故による放射能の問題が大きく取り上げられているが、J A仙台管内において震災発生当初に深刻な被害となったのは、太平洋沿岸部を襲った津波であった。

管内で最も被害が甚大であったのが仙台市であり、9月20日現在で死者704名、行方不明者26名となっているが、そのうち133名の組合員及び89名の組合員のご家族が尊い命を失っている。また、1,254戸の組合員・利用者の家屋が流失・全壊しており、現在も仮設住宅等での生活が余儀なくされている。

農地の被害に関しては、管内の耕地面積の25%にも及ぶ2,000haを超える面積が被災した。

本報告では、その中でも1,800haの農地が被害を受けた仙台市における復旧・復興の取り組みについて取り上げたい。

仙台東部地区農業災害復興連絡会の設置

震災が発生してほぼ1ヶ月が経過しようとしていた4月5日に、農業関連の情報の共有化や行動の迅速化を目的として、J A仙台、仙台市及び仙台東土地改良区の3者が合同で「仙台東部地区農業災害復興連絡会」を設置した。

その取り組みについて、説明していきたい。

(1) 農地復旧対策

津波の被害を受けた農地を復旧する場合に課題となるのは、瓦礫やヘドロの堆積の他に海水に含まれる塩分がある。塩分濃度が高いと農産物が育たないために塩分を取り除く除塩作業が必要となるが、そのためにはまず淡水を通水し、代掻きした後に排水するという作業を繰り返さなければならない。

しかし仙台東部地域では、津波によって4機ある排水機場が全て壊滅したことによって農地の排水ができない状態に陥っていた。

こうした状況の中でも、少しでも稻作が可能な農地を復旧させようと、沿岸部より離れた農地において、通常は生活排水用に利用している雨水幹線に応急的に農業用水を流す許可が認められ、上記の除塩作業を行うことができた。除塩後に作付した水稻については、9月16日現在で順調に生育しており、収穫が今や遅しと待たれている状況である。

また、瓦礫の撤去についてであるが、まずは宅地を優先し4月から撤去作業が行われてきた。その後7月から農地の撤去が始まっており、年内には瓦礫撤去が完了する予定となっている。

しかし、また新たな問題が生じている。塩分濃度が高く農産物が生育できないと予測されていた農地に雑草が繁茂し始めている。雑草の生育は早く草丈が2mにも及ぶものもあり、今後の復旧作

業を妨げている。

(2) 営農意向調査

4月28日から7月末までに、被災した農家941戸を対象に今後の営農意向等に関する個別面談方式の調査を行った。最終的には585戸（全体の約62%）の意向を確認することができたが、被害が甚大で所在のつかめない農家は面談が困難なために、全戸の意向把握までは至っていない。

①今後の営農について

今後の営農について、拡大・現状維持・縮小も含めて今後も継続したいと回答した農家は77.4%と被災した農家の強い営農意向が示されている。一方で農業をやめたいと回答した農家は11.3%にとどまっている。

②営農を継続する場合の方法について

水田で営農を継続する方法については、集落営農と回答した農家が52.8%になっている。津波によって、農業機械が流失・損壊している農家も多く、新たに農業機械を個別で取得するよりも共同で利用する集落営農方式が望まれたことが伺える。一方で個別営農と回答した農家は35.8%であり、大規模経営を行っている認定農業者等の意向が反映されたのではないかと思われる。

次に、畑での営農を継続する方法については、水田とは逆の意向が示されている。個別営農でやりたいと望む農家が61.4%となっている一方で集落営農を望む農家は5.7%にとどまっている。園芸作物は、栽培方法や生産技術に差異が大きいことに加えて販売チャネルも多岐にわたっていることから個別営農を選択した農家が多かったのではないかと思料される。

放射性物質対策

また、消費者の放射性物質に対する不安の解消や風評被害を防止するために、JA仙台では8月1日から仙台市と合同で農産物の放射性物質の独自検査を行っている。1週間に3種類の野菜を調査しており、実施から2ヶ月が経とうとしているが、放射性物質は検出されていない。（検出下限値10Bq/kg）

復興計画の策定に向けて

J A仙台では、平成16年度に東北大学の工藤昭彦教授の監修の下で、農地の大規模圃場整備を行い、担い手への有効利用を計画する「21世紀水田

農業チャレンジプラン」を策定した。

この計画では、農家から農地を一度集積した後に、多様な利用目的に応じてテナントビルのように大小様々なフロア（圃場）にゾーニングして貸与するテナントビル型農場性農業が意図されており、今回被災した農地の復興に関して、このプランを基に行政関係機関や研究機関と連携しながら進めていくことにしている。

仙台市が9月20日に公表した震災復興計画の中間案においては、仙台東部地域を「農と食のフロンティア」と位置づけ、大規模圃場整備等による農業者の生産基盤の強化や6次産業化も含めた都市近郊農業の展開を計画しているが、市の計画との整合性を図り、農家の意向を汲み取りながら、この取り組みを進めていきたい。

協同組合の役割

協同組合として何ができるのか。今回の震災によって大変考えさせられたことである。そこで、このような危機的な状況であるからこそ協同組合の原点に立ち戻り、被災した組合員が営農・生活の「日常」を取り戻すことを最大の目的とした基本方針を策定し取り組んでいくこととした。

応急的な対応として、被災した組合員に対して、支店会議室の避難所としての提供、飯米の確保、津波により流失した肥料農薬等の未請求処理等を行ってきたが、復興への取り組みに関しては模索中の状況である。

また、実行組合機能の低下という農業協同組合としての大きな問題を抱えている。これまででも実行組合機能の低下は問題となっていましたが、組合員が仮設住宅等に避難し集落から離散することで集落機能が低下し、より顕在化してきている。今後、集団移転等も含めた居住の問題を解決しながら、実行組合組織の再編等も検討しなければならない。

おわりに

震災発生から現在に至るまでに、全国の多くのJAや連合会から支援物資として農産物や食料品等を頂戴している。この場をお借りして感謝を申し上げたい。全国の協同組合の絆に感謝しながら、この震災に負けず新たな魅力ある農業を再建するために邁進していきたい。

福島の現状と協同組合の役割を考える

たかせまさお
高瀬 雅男（福島大学協同組合ネットワーク研究所所長 行政政策学類特任教授）

汚されたフクシマ

福島県民は、3月11日の東日本大震災・東京電力福島第一原発事故により未曾有の放射能被害を被った。この原発事故を中心に県民の現状と災害時における協同組合の役割について考察したい。福島県は東北地方の南部に位置し、人口2,055,496人、面積13,782平方km（全国3位）（2008年現在）の大都市圏以外では大きな県である。この原発事故により放出された放射能は、日本列島の岩手県から静岡県まで、そして太平洋を広く汚染した。その結果、第一原発が立地する町村（双葉町、大熊町）を中心に、①警戒区域（第一原発から20km圏内）、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域が設定され（①②は強制避難、③は避難準備、以下、警戒区域等という。）、数万人の住民が家屋、家畜、農地、事業所、店舗を残し、県内外に強制又は自主避難した。特に②の飯館村は「若妻の翼」（農家の嫁に欧洲を視察させる事業）を出発点として、合併に参加せず、「までいライフ」をめざす自立した村づくりを進め、「飯館牛」ブランドの確立などさまざまな成果をあげてきた。しかし原発事故によりそれらの成果は破壊され、離村を余儀なくされた。村民の悔しさは想像にあまりある。警戒区域等の各自治体は役場機能を県内外に移転しているが（浪江町→二本松市、双葉町→埼玉県加須市、大熊町→会津若松市、富岡町→郡山市、楢葉町→会津美里町、葛尾村→会津坂下町、川内村→郡山市、広野町→小野町）、住民は県内外に広く避難しており、コミュニティーを維持するのに苦心している。このように放射能汚染は、地域住民の生活と生産の基盤を破壊し、伝統や文化を含む地域社会を丸ごと破壊したのである。

傷つけられるDNA

警戒区域等に指定されなかった地域でも、放射性物質は県民の生活や生産に甚大な被害を与えている。福島第一原発から放出された放射性物質は、北西に向かう風に乗って飯館村を通り、福島市、伊達市上空に達し、そこから南下して二本松市、郡山市を汚染した。

4月の新学期を控え、保護者たちは学校の放射能汚染を心配するようになった。福島県が実施した学校環境モニタリング調査結果（4月8日）によれば、放射線量の高い学校も少なくない（公園の放射線量も高い）。ところが文部科学省は校庭を利用する際の被爆限度量を毎時 $3.8 \mu\text{Sv}$ （年間20mSv）に設定した（4月19日）。これは従来1mSvとされていた年間被爆限度量を感受性の高い子どもたちに対しても20mSvに引き上げるものである。文科省は除染は不要といったが、保護者たちの不安は高まり、郡山市、伊達市、二本松市、福島市などは独自の判断で校庭の除染（表土を5センチ剥ぐ）を実施した。しかし除染後も子供の被曝を心配する保護者たちは少くない。学校では、窓を締め切っての授業、屋内の体育や美術の授業、昼休みの教室待機、プールでの水泳の授業の中止、部活の制限などがなされ、最近、子供たちは首に個人線量計をぶら下げている。このように保護者たちが子どもの被爆を心配するのは、低線量被爆であっても、放射線がDNAを傷つけたり、切断したりして、突然変異を引き起こし、細胞がガン化したり、奇形児が生まれたりすると、医学上いわれているからである。このように原発事故は、子どもたちの心身の発達を歪めるだけでなく、生命・身体（DNA）を損傷しているのである。

放射線被爆の恐怖

原発事故以降、多くの県民はこの半年、原子炉の水蒸気爆発、再臨界、大規模余震や津波による放射性物質の大量放出の恐怖、低線量被爆によるガン発症の恐怖、人口減少と風評被害による倒産・解雇の恐怖、将来の進学、就職、結婚、出産の不安など、さまざまな恐怖や不安を感じながら生きてきた。このような被曝の恐怖から県外避難や転校する人たち、県内産農産物を買い控える人が生まれ、風評被害に追い詰められて自殺する人（酪農家、有機農業家）まで出ている。多くの県民はこのような放射線被曝の恐怖に日常的に怯え、精神的緊張を強いられ、精神的苦痛にさいなまれている。

原発事故以降、家庭、職場、地域での争いが多くなった。避難するかどうか、転校するかどうか、県内産農産物を食べるかどうか、洗濯物を外に干すかどうか・・・が争いの種になり、家庭内別居や離婚寸前までいった夫婦もあるという。原発事故は家庭、職場、地域の絆を引き裂き、県民同士を対立させているのである。

以上のように原発事故によって広範囲に飛散した放射性物質は、住民の生活と生産の基盤である地域環境や地域社会のつながりを根こそぎ破壊し（被害の包括性）、その被害は財産的被害だけでなく生命・身体的被害、精神的被害まで広範囲に及び（被害の広範性）、かつその被害が今後とも相当長時間継続する（被害の長期性・継続性）のである。原発事故を起こした東京電力は、県民に対して全損害を賠償する責任がある。しかしに原子力損害賠償紛争審査会の中間指針（8月5日）は自主避難や精神的損害に対する賠償を先送りし、また東電の賠償基準（8月30日）は現物価値の減少や就労不能による損害の賠償を先送りしている。さらに東電は被害者に160頁に及ぶ案内書を送りつけ、難しい申請書類を作成させようとしている。東電は中間指針と領収書の提出を楯に、賠償額の縮減を図ろうとしているようにみえ、とても被害者に対して誠実に対応しているとは思えない。

止まらない県民の県外流失

原発事故以降、県民の県外流失が続いている。本年8月25日現在の県外避難者は55,793人に達し、8月11日調査より4,712人増加した（内閣府調べ）。避難先は山形県、東京都、新潟県が多いという。また夏休み中に県外に転校した小中学生は1,315人に達したという（県教委調べ）。その多くは夫を福島に残して避難した子供と母親であり、家庭は引き裂かれ、二重生活に苦しんでいる。県民の減少は、地域経済の縮小や地域社会の衰退を招き、縮小の悪循環に陥りかねない。県民の県外流失を防ぎ、県外避難住民を県内に呼び戻し、福島県への転入人口の減少を食い止めなければならない。そのためには、県内での放射能被爆を減らし、安全で安心に暮らせる生活環境を整備し、就労の機会を確保しなければならない。最近の避難住民に対する調査によれば、高齢者は早く帰郷したいといい、若者や若夫婦は就労の場や子どもの放射能

被爆を心配し、帰郷には慎重である。また帰郷を待てる時期は2～3年が限度だという。国が緊急避難準備区域を解除を打ち出したが、その条件として関係自治体に復興計画の作成を求めている。関係自治体が緊急時避難準備区域の解除をめざし、復興計画の作成を急ぐのは、上記の事情があるようと思われる。

災害と協同組合の役割

最後に震災・原発事故と協同組合の活動について報告したい。震災直後、生協や農協が避難所での炊き出しを行った。コープふくしまは震災で被災し、全国の生協から人・車・物資の支援を受ける一方、生活必需物資の不足する南相馬市で野菜や日用品の市を行った。昨年から協力関係のできたコープあいづと本研究所は相馬双葉漁協に支援物資と義捐金を届けた。県生協連と福島県、コープふくしまと福島市、コープあいづと会津若松市・喜多方市・会津坂下町は、災害時における生活必需物資の供給に関する協定を締結しており、今回の震災で避難所への物資供給を行った。年に一回図上訓練をしていたところではうまく機能した。日生協、サンネット事業連合は福島県の農協と提携し、ふくしまの野菜パックやふくしまのモモを首都圏や各地で販売し、風評被害で苦しむ福島県の農業を応援している。以上のように県内外の協同組合と協同組合間協同は、災害時において一定の役割を果たしてきた。

福島県における復興の最大の障害は、放射能汚染と風評被害である。せっかく復興に投資をしても、風評被害が起きれば、元も子もない。これを克服する新しい生産・流通システムを研究することが本研究所の課題である。その方向としては、生産段階での土壤汚染分析、除染、生育管理、農産物の線量測定とそれらの消費者への公表、また流通段階での農作物の線量測定とそれらの消費者への公表などである。生産段階では農協ができるだけ低い自主基準を設定し、自ら検査するのが望ましい。農産物の流通過程で悪質業者が介在しないよう農協と生協の協同組合間協同が重要である。また流通段階で生協も検査を行えば、消費者の信頼を高めることができる。このような生産者側の努力を消費者側に理解してもらうことが大切である。

被災地支援ボランティアに参加して

未曾有の大震災から半年がたった。この間多くの人たちが被災地復旧のためにボランティア活動に参加してきた。当研究所の会員生協から二人の職員のみなさまに登場いただいて「被災地から学んだこと、伝えたいこと」というテーマでお話を伺った。

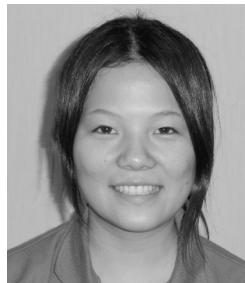
西谷 洋 平さん（京都生活協同組合 2008年入協 山城支部サブリーダー）

藤本 絵里香さん（生活協同組合おおさかパルコープ 2010年入協 大東支所担当）

『 参加しようと思ったきっかけを教えてください。』

【西谷】3月11日は、配達途中でしたので組合員の様子から「すごいことになっているんだ」と思いました。支部に戻ってテレビを見ると、本当にすごいことになっていて、「被災地のために何かできないか」という話を支部の職員としていました。後日、私より先にボランティアに参加した職員の「相当大変だった」という話を聞いて、多少不安な気持ちでいた頃、支部長の強引な誘いもあって参加しました。実際には7月22日金曜日の夜に京都をバスで出発し、着いた土曜日に活動して、その日の夜に現地を出発、24日日曜日に帰るというハードな行程でした。それができるのも京都生協職員、組合員、生産者の有志でつくるボランティア組織だからだと思います。

【藤本】3月11日は本部にいました。すごく揺れて、テレビを見ると本当に悲惨な状況で、「大変や！」というよりも「自分がなんとかしなあかん！」という想いでした。実は小学校1年のときに神戸市北区の自宅で震災に遭って、大変な思いをしたことと、両親がボランティアに行く姿を見ていて、何もできなかつたので、今回は役に立ちたいと思いました。しかし、現地は遠方ですし、どうしようかなと思っていたところ支所長から生協としてボランティアを募集する、条件は自分の有給休暇を使うが、それ以外は生協が交通手段も宿泊も用意する、というので「ぜひ行かせてください」という気持ちで参加しました。



『 被災地の様子と活動内容をお話しください。』

【西谷】南三陸町にある宮城県漁協志津川支所はコープみやぎの産直産地です。私たちが南三陸町

に着くと、本当に信じられない光景でした。震災から4ヶ月経っていてもがれきの山で、港は地盤沈下で満潮時には水浸しとなり、復興にはほど遠い感じを受けました。志津川支所はカキとワカメとホヤを養殖している漁港で、私たちはカキの養殖筏を沖に停めるための土嚢づくりをするということで被災地の方10人と私たち30人で1000個つくりました。予想外に早く終わったので、その後は漁港のがれきの撤去をしました。

被災地の方はけっこう私たちに気さくにしゃべってくれて、思っていた以上に元気でした。なかには家族を亡くされた方もおられて、私にいろいろ話をしていただいた方の息子さんも津波に流されてしまったそうです。「ものがなくなって悲しい」というよりも、なくなって一度リセットされて、「これから頑張ろうか」と。そのような印象をうけました。

【藤本】パルコープは岩手県遠野市にあるNPO遠野まごころネットワークに所属し、4月より現地駐在の職員を配置し、ボランティア受け入れを開始しました。私は第I期3陣9人のメンバーと一緒に6月4日～10日の日程で参加し、主に大槌町と陸前高田市で支援活動をしました。被災地はニュースで映像が流れていたので、ひどい状態だということはわかっていましたが、実際に見ると、範囲の広さも、がれきの残り方も、言葉に言い表せないくらいでした。

活動は主に被災者・避難所に現地NPOのボランティアの方と一緒に生活物資を個人宅にお届けするのが中心でした。個人宅には親戚が避難しているなど普段2人暮らしの家に15、16人も住むことになるので、食べ物が不足します。そこに物資を届けることと、「次に欲しいものは何か」「いま必要なものは何か」「どこに配達に行ってあげてほしいか」ということを聴いて回りました。それ

以外にも個人宅のお掃除・片づけ、物資配達で聴き取ったニーズの整理（入力作業）や避難所の食事づくりなどをしました。

⌚組合員のみなさんに伝えたいことは・・・

【西谷】「家の片づけやがれき撤去だけでなく、生活が戻るところまでやるのがボランティアなんだ」と思いました。「社会生活が元通りになる、今までと同じ生活になる、ということがゴールであって、お金だけ送って終わりでは意味がない。漁業に従事していた人たちが漁業を再開できるところまでもっていくのが本当の支援とか復興になる」ということを、漁港で片づけを手伝いながらすごく思いました。

そのような考えもあって、「その力キを京都生協でも扱わせてください」という話をしました。

いま東北産品は、放射能問題もあって敬遠されがちでなかなか難しいです。京都生協でも農産物や加工品を数点ですが「東北支援企画」をやっています。東北を本来の生活サイクルに戻すためにも被災地の現状を組合員に語り、商品を理解していただいて利用してもらうことが、業務のなかができる東北支援だと思います。

【藤本】体験したことを二回ほど担当者ニュースに掲載しました。東北支援の商品を話すときはすごく熱が入ります。「この商品を利用したら支援につながるので、利用してくださいね」とか。特に鴨鍋は、(株)アマタケさんの工場がいわて生協気仙支部の斜め前にあって、足場が組んであったので、そろそろ復旧という感じでした。組合員もすごく喜んでくれています。やっぱり「見てきたからには伝えなあかん」という気持ちがありますね。

⌚ボランティア活動に参加して思うこと

【西谷】「復興というのは、お金のことだけではない」とか、「ものを売っている人にとっては、その商品が利用されて初めて仕事が成り立つので、そういう部分の支援が必要だ」と考えるようになりました。くらしでいえば、いつ震災に遭うかわからない。家でも懐中電灯を買いました。被災地



の今の状態を見ると、私の「いまある生活が幸せなんだ」と思いますね。

しかし、被災地の人は、ものを失って、もっと悲しんでいるのかと思っていましたが、けっこう満ち足りている感じで、すごいなと思いました。もちろん、友人を亡くされた方もいて、そういう悲しみはあるのですが、あれだけ家財も流されて、失ったものが多いはずなのに、「べつに欲しいものはない。パンツも送ってもらったり、大丈夫！」と言っていました。被災地ボランティアは観光ではないので、「行ってみたらいい」とは言えませんが、実際に行ってみると考え方方が変わるように体験もあったので、少しでもお手伝いできてよかったです。

【藤本】誰かのために役に立ちたいという思いと、自分の見てきたことを自分のなかで終わらせないで組合員に伝えよう！という気持ちはすごくあります。配送の場でも以前は、漠然と組合員に「何かありますか？」と、聞いていました。いまは相手が答えやすいように、具体的に提案することを心がけています。というのは、物資配達の際に、現地ボランティアのAさんと被災者の方とのやりとりがとても印象的でした。その方のご要望で自転車をお届けしたのですが、Aさんが「野菜もあるから、あげるわ」と渡すと、「家もモノもあるから、困っている人にあげて」と言って、受け取らない。するとAさんは、「もうそんなこといいから」と、相手の方の手を取って、その手にお野菜をのせるんです。そうすると相手の方は喜んでいるのか、安心されたのか、「ありがとうございます！」と。Aさんも被災されているので、「困っていない人なんかいない、みんな一緒に」という感じで接していました。また、その方が「〇〇が欲しい」と言わないでいると、Aさんはそれを察したのか、「これから暑くなるけど、扇風機とか夏服とか、大丈夫？」というように、相手に負担をかけないような質問の仕方をされます。

また、「子どもさんのおもちゃとかは？」という質問は、その家に子どもがいることを知らないとできませんよね？ Aさんは相手の家族構成をつかんで、それに合った提案を具体的にされていました。「人を助けるとはこういうことなんだ」と、すごく印象に残りました。

避難者と地域コミュニティ

～愛知県の広域避難者支援を事例に～

むかい しのぶ
向井 忍（生活協同組合コープあいち参与）

3月11日の東日本大震災・原発事故以降、コープあいちは岩手県気仙地区での滞在型支援とともに、NPOや社協・行政等と協力して愛知県に避難された方の支援に参加してきた。ふだんのくらしを支える生協が災害時のくらしと地域に役立てるか、探求の最中にある。

広域避難の状況と、一人ひとりの生活課題

愛知県への登録避難者は、9月15日現在474世帯1136名。福島県280世帯、宮城県110世帯、岩手県47世帯で、福島からは若いお母さんと子どもの避難が多い。7月に愛知県が実施したアンケートでは、愛知県に来られた理由は「家族や親族を頼って」76%、「原発・放射能が少ない」36%である。18%が仕事を探しており、65%は戻る見通しがない。仕事がみつかり徐々に自立する人、避難に伴う体調不良から故郷に戻る人もいる。夫婦・家族が離れた生活、生活資金の不足、放射能汚染の不安、周囲との会話を控える気持ち、親族・知人宅での気苦労から再び他県に引っ越しする人もある。

避難生活の課題とコープあいちの関わり

<3月11日～4月上旬>

震災・原発事故直後、多くの方が緊急避難場所や避難所を経由して県外へ出られた。愛知県も公営住宅等への受入れを表明。3月14日に「あいち・なごや東日本大震災ボランティア連絡会」が発足した。その翌日、県民生活課に同行していただき、事務局の県防災局にコープあいちも参加を申し出た。また県民生活課に「避難組合員が避難先生協を利用する要件の緩和」を提案したが実現せず、生協加入時に最低出資金と同額の利用券を提供し、個別利用料を減免・4週間は毎週お勧めサンプルをお届けすることとした。

<4月中旬～5月中旬>

愛知県は受入被災者登録制度を総務省の全国避難者登録システムと一本化し、登録者情報は被災

元自治体と共有され、24品目の生活品目が支給された。公営住宅等の入居情報は公開されない中、防災ボランティアなどの訪問が始まった。企業等から自治体へ生活物資の寄贈もでてきた。4月14日に名古屋市と社協で「ボランティアセンターなごや」が発足した。同センターを訪問した際、県や市が“寄贈された布団や冷蔵庫を全員に届ける方法”に苦慮していると聞き、コープあいちは車両があるので全域で運べると申し出た。結果、連休を挟み数度に渡って約80世帯分を生協職員（ボランティア・県職員が一部同行）が届けることができた。同行した県職員には避難者と接する貴重な機会となった。交流会も直接案内でき、5月15日の第一回避難者交流会（生協生活文化会館）が開催できた。訪問時に生協の支援制度を紹介し、7月段階で22世帯が共同購入加入されている。

<5月下旬～7月上旬>

住まいに入居されたとしても大半は初めての地であり、地域情報も国・県等の支援情報の入手も困難である。避難世帯に布団や冷蔵庫・炊飯器等を届けた生協職員の報告をもとに、各世帯の様子を愛知県に報告しボランティア連絡会でも個別支援の必要を訴えた。このような中6月13日に「愛知県被災者支援センター」が発足した。「新しい公共事業費」を活用して愛知県がNPOに受託し、県社協とともにコープあいちもボランティア連絡会のつながりで運営協力団体（筆者も非常勤スタッフ）となった。支援センターにより①被災者登録した全世帯に月2回定期便を発送、②生活物資のマッチング、③イベントや支援情報の提供、④交流会の企画が動きだした。市町村担当者への訪問も始まった。被災者情報が得られない中活動していた支援団体にとっても、支援センターをとおすことで登録世帯へ情報を届けられるようになった。

<7月中旬～8月中旬>

当時支援センター等で接していた約百世帯の中でも心身ストレスを感じさせる声が何件か届くよ

うになり、全世帯の状態を把握する必要性が浮かび上がった。その日常窓口は市町村である。当初計画にはなかったが支援センター内で話し合い7月6日に県弁護士会・司法書士会・法テラスと・支援センター（県社協・コープあいち・県P.T）で構成するパーソナルサポート支援チーム（P.S支援チーム）を立ち上げた。東海・東南海地震が予想される中、この災害時に一人ひとりを支援する関係を構築し、それを日常の仕組みに引き継ごうという目標で一致した。愛知県は6月30日に発送した第一号定期便で「被災者アンケート」を実施して状況を把握、7月24日に市町村担当者会議を開催して「見守り・個別支援」を呼びかけた。P.S支援チームは市町村をサポートする弁護士・司法書士等による相談体制をつくった（生協「くらしの相談室」も相談会場に登録）。現在P.S支援チームには心理カウンセラー・労働安全衛生や税理士・社労士等もつながってきている。

<8月下旬～9月中旬>

イベントやふるさと交流会の開催と参加が増えってきた。各地の弁護士会が災害時の支援制度の解説を冊子にしたり「原発事故の損害賠償制度の説明会」を開催していることがP.S支援チームで紹介された。避難者が災害時の権利行使できるよう、支援制度や損害賠償制度を知っている支援協力者を広げる目的で8月26日に支援者向けの説明会を開催した。市町村、社協、ボランティア、生協などから60名が参加して相談事例と支援制度・訪問支援の経験を学んだ。8月27日・9月4日・25日には「原発損害賠償制度の説明会」を愛知県弁護士会と支援センターで共催した。交流会と違つて緊張感あふれる質疑となった。

広域避難者支援と生協

広域避難者支援として、交流会で避難者のつながりをつくり、専門家による支援体制を整えながら、居住地域で行政・社協・ボランティア・N.P.O・生協と専門家が補いあって一人ひとりを支援するイメージがみえてきた。生協はボランティア連絡会に参加、生協利用の対応、職員の尽力、相談窓口の案内、関係組織の連携、居住地の組合員のつながり、と関わってきたが、その中で実感した生協の役割は以下のようのことである。

(1) 災害から生活を再建する権利は災害救助法でも大震災復興基本法でも明示されてないが、「主人公は被災者」である。復興見通しが簡単でないからこそ、ともに考え続けることが大事になる。生協はこうした実践と考え方を広げうる。協同組合はメンバーの共益組織と見られがちだが、当事者の課題を協同で解決することに本質がある。個人情報の壁を超える鍵もここにある。

(2) 避難生活は複合的課題を抱える。住宅（期間、民間住宅借上げ等）、生活用品、仕事と生活資金、健康や心のケア、法的支援（二重ローン等）、原発損害賠償。しかしその相談は窓口に届きづらく弁護士も交流会の会話から相談をキャッチしている。生協はくらしに密着し人のつながりによるコミュニケーション力がある。組合員の理解と事業に蓄積された力を生かして個別支援に参加し多くの組織や専門家につなげができる。

(3) 災害時こそ行政内部・行政と市民団体・市民団体間の連携力が問われるが、ふだんのつながりは少なくN.P.O・市民団体・社協・生協とも自己完結しやすい！相互が連携するには場を共有しながら積み重ねることしかない。9月17日の海部・津島の交流会では管内の市町村と社協・地元組合員が事前の相談会を2回開催して役割分担したこと、専門家や地元高校生含め40名もの支援者が集まつた。9月18日の女性のための交流会では、東海コープ検査センターを講師に、避難者と支援者が一緒に「くらしと放射能」を学習・質問しあつたことで避難者が今後を考える支えになったようだ。

これからも避難者を支える連携をつみあげることで、地域コミュニティにおける生協の存在価値を検証し続けたい。



被災地の復興と漁業協同組合の課題

はまだ たけし
濱田 武士

東京海洋大学 海洋科学部 准教授

東日本大震災の復興の議論においては、漁村や漁業協同組合（以下、漁協）の在り方がよく問われる。岩手県では漁協を核とした漁村の復旧・復興が進められようとしているのに対して、宮城県では企業誘致・企業参入を進めることで水産業を復興させようという構想が打ち出されたのだから、注目されるのも無理もない。

だが、現状ではいずれの県においても、漁村・水産業の復興は遅々として進んでいない。それは、このたびの震災が未曾有の規模で起こり、漁村・水産基地のあらゆる機能を停止に追い込んだからである。簡単に復興するような被害ではない。

それでも漁業・養殖業は小規模ながら再開している。その狼煙となったのは、三陸を代表する産業であるワカメ養殖業であった。再開は、震災から4ヶ月半以上が過ぎた7月中旬からであった。

ワカメ養殖は、共同・協業方式によって再開された。残された漁船は震災前の1割しかなく、また、海中にロープを張り巡らせて構成する養殖施設が全滅したため、個別経営の再開が不可能だったからである。

再開と言っても、この段階は農業で言う種付けであることから、すぐに収入に繋がるわけではない。収穫は来年の3月である。しかし、種付けとは言え、養殖施設が全面的に被災した状況下で、この養殖業が再開されたことの意味は大きい。もともと、ワカメ養殖業は、冬場に仕事がなかった三陸に漁村集落の人口流出を防ぐ業種として発展してきた産業だったからである。震災前にワカメ養殖を行っていた漁村はもちろん、行っていなかった宮城県の漁村までもがこの養殖に着手した。

それに続き、再開したのは定置網漁業である。特に、各浜の漁協自営の定置網漁業（漁協が事業主体の定置網漁業）の再開が目立つ。定置網漁業は、海中に大規模で複雑な構造の網を設置して行われる。網や船の多くは津波で流出したが、破損した漁船をいち早く修繕し、漁具倉庫などに残された網（あるいは倉庫から流されたが回収した網）

を使うなどして、事業再開にこぎ着けた。漁場に沈む瓦礫の問題もあったが、その調査を踏まえて各地で再開された。調査は5月から行われていたが、7月の中旬になって多くの漁村で再開に至った。このように定置網漁業の再開が急がれたのは、夏季にはサバなどを、秋季には三陸を代表する資源、秋サケを水揚げする必要があるからである。また、定置網漁業の再開は、組合員への雇用機会の提供に繋がるし、ほぼ皆無状態となった漁協の収入の確保につながるからである。ともあれ、漁協自営定置網の再開は、ワカメ養殖の再開と共に、震災後の喫緊の課題であった。

いずれにしても震災から半年に渡るこの間の漁業・養殖業の再開は、漁協という組織を介さずには実現できなかっただし、漁協の組織の在り方が問われる局面でもあったといえよう。

そこで、いち早く事業再開にこぎ着けた岩手県宮古市にある重茂漁協の例を取りあげておこう。

重茂漁協は、岩手県南東部の重茂半島にあり、東北ではトップクラスの優良漁協として知られている。その重茂地区も津波により被災し、ほとんどの漁船が流失し、ワカメ・コンブなどの養殖施設が全壊し、定置網が流された。たが、これまでの協同組合運動を基本とした組織力と組合長のリーダーシップをもって、5月には天然ワカメ漁、6月には漁協自営定置を早々と再開した。共同化、協業化による漁業再開が最も早かったのが、この重茂漁業であった。漁協の建物が小高い丘にあつたことから被害はなく、漁協機能のソフト面は無事であり、かつ、理事会、総会、組合員集会の開催を円滑にできたことも幸いしたのであろう。

このような早期再開事例がある一方で、三陸の多くの漁協では、7月後半に行われた養殖ワカメの種付け頃まで漁業を再開できなかった。もともとの漁協の組織力の問題もあるが、漁村集落が崩壊した上、漁協の建屋が津波の影響で使えなくなり、総会や総代会など、組合員たる漁業者らが会合できる"場"がなくなり、事業再開のための協議

を行い得る機会をなかなか持つことができなかつたことも関係している。被災した多くの漁協では、震災後の事業対策に関して、どのような取り組みをすれば良いのかなどを漁業者らと職員らが協議する場や機会をなかなか設けることができなかつたため、重茂漁協と比べれば随分と遅れをとってしまったのである。

他方、漁協職員の状況も芳しくない。職員は、まず4月～5月の段階では、共済を巡る手続きのやりとりで組合員である漁業者から突き上げられ、その後も遅々として復旧が進まない状況に苛立つ組合員から更なる突き上げを受けていた。職員たちは、自らも被災者であるにもかかわらず、このような組合員からの突き上げで心が深く傷ついていると思われる。その上、職員らは、国の共同利用漁船の復旧対策事業を活用するために、数百隻の漁船のための書類作りに多大な時間を費やし、さらには二転三転する行政からの指示により書類の書き換えも余儀なくされた。作業は夜中までに及び、多くの職員らは疲れ果てている。そのため、組合員への対応力が弱まり、組合員との間柄は被災前よりも悪くなっているケースが多いという。被災した漁協では、海から離れた市街地に仮設事務所を借りて再開したが、その仮設事務所が漁村集落から離れたところに立地したこと、職員と組合員との間の亀裂を生じさせる遠因となった。

その他の問題としては、集落移転や漁業特区の構想がある。宮城県では、被災した全漁港の漁港機能を1／3に集約化し、そして集落については高台に移転し、職住分離させるなどの構想を早々と打ち上げた。しかし、集落移転を巡っては、各地で議論が紛糾している。集落には漁業者だけでなく非漁業者もいるからである。

古くから漁村集落は、漁港と地域の自然・文化と一体的の関係であり続けてきた。このコミュニティーをしっかりと存続することは防災にも繋がるのである。その意味では、漁村集落はできる限り存続すべきであると思うが、後継者がもどらなければ、近い将来、集落が限界的になることも想定できるため、集落の存続・移転については簡単に決めることができないのが現実である。漁業と人々の暮らしを、どのようにしたら永続的に続けることができるのかなどの対策と併せて、漁村集落の復興

の姿を考えるべきであろう。

また、宮城県知事は、震災の約一ヶ月後、民間企業との連携をする漁民会社が漁協に劣後しないで特定区画漁業権を得ることができるようにする、という特区構想を公表した。しかも漁協に対して事前折衝をせずにいきなり構想を打ち上げた。これに対して、宮城県漁協は反対声明を出し、13,000人以上の署名を集めた。県議会にも働きかけた。

特定区画漁業権とは、養殖業を営むための権利である区画漁業権の中で、漁協の管理が望ましいとされた養殖業種に適用された組合管理漁業権である。養殖業者同士は、漁場の利用を巡り常に対立している関係にあり、話し合いを続けていかなければならない。すなわち、漁業権を得た漁業者らは、養殖を営む権利を得ると共に、紛争を防止し、海を守るという責任も背負うことになるのである。だから、漁業法では、特定区画漁業権の管理については、非営利組織で民主的管理を理念とする漁協に委ねるという文脈になっている。

宮城県の復興構想では、その権利を知事の権限で漁協から剥奪することもあるというのだから、漁協・漁民が憤慨するのも無理もない。ちなみに、漁業者と民間企業との連携を推進すること、特定区画漁業権の管理が漁協に委ねられているということは全く次元の異なる話である。しかし、そのことを混同したまま、「漁協が漁業権を事实上独占し、企業参入を許さない」という極論をメディアなどは報じてきた。認識のレベルがあまりに低いと言わざるを得ない。漁協と漁民らは被災を受けた上に、更に知事やメディアによっても傷つけられたのである。

今漁協にできることは、漁業者間の利害を図るという漁協の本質的な機能を戻すことである。そもそも漁協は、漁業権管理団体として、つまり、漁業者の自治組織として存立してきたはずである。その本来的機能が発揮されない限り、復興はあり得ない。また、漁協の組合員である漁業者一人一人も、被災してぎりぎりの状況にはあるが、しかしこういう状況であるからこそ、主体的な参加によって復興の機能を担う漁協を支える、という認識を持つ必要があると考える。復興の最大の課題は、漁協活動への組合員の参加をどう呼び戻すかであるといえよう。

広瀬 隆 著
『福島原発メルトダウン』

近藤 泉 『協う』(昼) 編集委員 生活協同組合ならコープ組合員

たった240ページ足らずの新書なのに原子力発電所の事故に関して基本的な知識と今後の展望がわかる。筆者が今まで読んできたさまざまの本のなかで生涯をかけて(!) おすすめしたい必読書である。

序章「原発震災がまた襲ってくる」の書きだしで著者はこう語っている。

「むずかしい専門用語、それから『想定外』や『ただちに影響はない』といった言い回しは使わずに本書でお話しよう、と思います。テレビや新聞に登場する『専門家』たちが使う難解な言葉を分かりやすく翻訳しながら原子力発電所と地震のことについて私が知っている『当たり前の事実』と『近い将来の予測』を中心にお話ししてゆきますが、もしかしたら、読者のみなさんがほとんど知らないこと、知らされていないことばかりになるのかも知れません」。

筆者は今まで、原発に関わる学者や技術者の良心と人類愛を信じて、無知無関心に過ごしてきた。しかし、福島第一原発事故を目の当たりにして、恐ろしい現状を知った。

著者は「3月12日午後に水素爆発が起き、建屋はメチャクチャに損壊しました。これは絶対に回避すべき爆発でした。(中略) 回避できなかったのは政府も、保安院も原子力安全委員会も、東京電力も予測できなかったからです。(中略) 本物の専門家なら、爆発前にそのおそれを解説できなければ、恥ずかしいことです」という。

国民や他の国々に対して放射能

汚染からの安全に責任を負う人々が、シロウト集団だったとは! 私たちが地域だとか絆だとか言ってセーフティーネットを張ったとしても、ある日西日本に次の大地震がおきれば、いきなり日本列島から恐ろしい放射能物質が風や海流によって地球全体へ広がって、どうあがいても祈っても、取り返しがつかなくなるのではないか。筆者はテレビと新聞のマスコミを情報源の全てにしていたために、こんなに重大な危機を放置してしまったと気づかされた。ずっと以前から発信されていたのに耳を



(朝日新聞出版、2011年5月、740円+税)

かさなかったのだ。みんなと一緒にいいと、無責任を選んでしまった。

「知らしむべからず」の現状では、いつ何時に足許をすくわれるかわからない。こんな時にAかBかで対立して争っている余裕はない。

日本人がひとつになって、第二第三の福島原発事故で世界中に放射能物質を撒き散らす危険を減らして孤立化を防ぐこと、原発がなくても電力を安定供給できることを見極めて、日本の進路をしっか

りと決めていくことが、日本の人々の最優先課題である、と筆者は強く思う。

著者広瀬隆氏は1979年のスリーマイル島原発事故や1986年の切尔ノブイリ原発事故を契機に原子力発電所の危険性を調べて多くの著書を通して、日本列島の地盤の弱さ、エネルギー政策の偏り、原子力発電の必要性がないことを訴え続けてきた。

この本は、今までさんざん警告してきた水素爆発とメルトダウンが現実になってから緊急に出版されたものである。筆者のような予備知識ゼロの人間にも脳に負担なく理解できるように説明してあるのでありがたい。ぜひ、ひとりでも多くの人に読んでほしい。

『協う』2011年8月号の「視角」で河野直践氏が指摘しているように、この原発震災を根本的に解決してゆく道すじは、いたるところに見つけられるだろう。

筆者の記憶でも、三重県の大内山村で生協の産直牛乳の生産者の人々が1985年に政党や団体に頼らないで個人の集まりで「大内山村原発反対村民の会」を結成して原発を許さなかった事実がある。

そもそも私達が生協に参加しているのは、ひとりでは立ち向かえない大きな問題でも共感を広げていけば、社会を変えてゆけると思うからだ。そんな気持ちからの運動がなければ今のエコロジカルも地域福祉もなかっただろう。

子どもたちがふつうに近くでされた野菜や魚を食べ、健康に生きてゆける社会をしっかりと作ってゆくために、私たちは必要なことを知り、意志表示をしてゆきたいと、この本を読んで切に思った。

(こんどう いずみ)

内橋克人 編
『大震災のなかで』

加賀美 太記 京都大学大学院経済学研究科博士後期課程、「協う」編集委員

3月11日に起きた東日本大震災から早くも半年が経った。被災地ではあと数ヶ月で雪も降り始めるが、仮設住宅の建設も含め、対応が十分に進んでいるとは言い難い状態が続いている。無論、被災地における問題は住宅に留まらない。親類縁者を突然に失った被災者の喪失感へのケア、障害者や高齢者といった社会的弱者、あるいは外国人などの社会的マイノリティへの対応、そして福島第一原子力発電所事故など、数多くの難問が山積している。

いずれの問題も、これまでの日本社会が抱えてきた歪みが震災を契機に表出したものであり、様々な人々が長年に渡り取り組んできた問題である。それらの人々は、当初は震災のもたらしたものの大さに戸惑いながらも、徐々にこれまでの、そして今回の経験をもとにして声を上げつつある。

本書はそういう震災関連の論稿をまとめた著作である。執筆陣は、編者である内橋克人氏を中心とした総勢33名にのぼる。

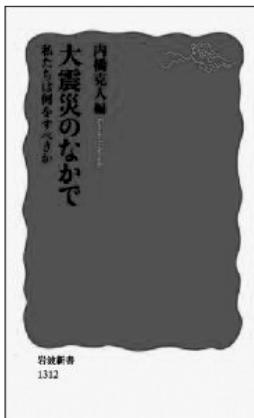
33名もの執筆陣から察せられるように、本書は統一的な結論を導きだし、日本が震災に対してどのように向き合うか、これから社会の進むべき道標はどういったものか、といった処方箋を示すものではない。むしろ、大震災によって抉り出された日本社会の抱える歪みの多面性を突きつける構成くなっている。そのため、個別的な論点に言及するよりも、全体の構成の紹介を通じて、本書の意義を感じて頂ければと思う。

本書は大きく、4つのテーマか

ら成り立っている。最初のテーマは「3.11は何を問うているのか」である。日本社会が震災から何を学ぶべきかが問われる本章では、これまでの日本社会の総括、文明論や阪神大震災との対比、そして原発といった社会構造そのものに関する論稿が収められ、震災を歴史的・社会的にとらえる視点が取り上げられている。

その上で、II以降ではより具体的な諸問題と論点が突きつけられる。

「II.命をつなぐ」では、被災地で直接の援助に携わる人々による



(岩波書店、2011年6月、820円+税)

論稿がおさめられている。新潟県中越沖地震の経験にもとづく被災者支援、炊き出しの経験を活かした援助、行政との連携の模索、情報を広く伝えるための地元テレビ局の取り組み、そして被災者の心のケアといった多面的な取り組みと、その中の課題が論じられている。

「III.暮らしを支える」では、被災者が直面する現在そして今後の問題、とくに「暮らし」をどのように再生していくのかについて焦点が当てられている。それは、住

宅であり、働く場所であり、漁業であり、教育、そして文化といった「暮らし」すべての側面をいかに再生していくかという問題である。そのいずれもが被災者にとっては、切実な問題であり、支援が早急に必要とされている領域である。その際、注意すべき点が本章の論稿から読み取れる。すなわち、被災者に寄り添い、その生活をどう取り戻すかという視点を常に持ち続けることが、支援のあり方を考える際に絶対に忘れてはいけないということである。

この点が「IV.復興のかたち」で改めて問われる。復興といった際に、何をもって復興というのか。そこにいたる道筋をどう描くのか。論者たちは大所高所から復興計画を練るのではなく、前述の通り被災者の生活を出発点にすべきであり、そのためには法の適切な施行による生活保障が出発点となること、その上でこそ社会のあり様を再検討することができると論じている。

多くの人々がボランティアや募金などの活動に奔走し、被災者自身も徐々に復興を目指して動き始めている。しかし、震災の影響は多面的で、解決すべき課題はいくつも存在している。そして、時には目前の問題にかかりきりになってしまうことも、あるいはその問題の複雑さや困難さに立ち竦んでしまうこともあるかもしれない。

本書は、現実の援助に携わる人々の声も踏まえ、東日本大震災を私たちがどのように考えるべきか、また、被災地にはどのような問題が存在するのかを広く再確認させてくれる書である。

今回の震災と向き合おうとする多くの方々に対して、本書は多くの示唆を与えてくれるのでないだろうか。（かがみ たいき）

第26回 高山一夫さん 京都橘大学准教授

医療の制度政策と非営利・協同の探求



聞き手：長壁猛（「協う」編集委員会事務局）

❶ 研究者になったきっかけは？

京都大学の学部時代は、尾崎芳治先生のゼミで、『国富論』や『資本論』など、もっぱら社会科学の古典を学びました。医療経済に関心を抱いたのは、アメリカ資本主義の研究をしようかと思って大学院に進学したちょうどその時期に、クリントン政権下で医療改革が盛り上がっていたからです。大学院では、「いろいろな人に教えを乞いながら、自分で研究をやれ」という感じで、岡田知弘先生に青木郁夫先生（阪南大学）を紹介していただき、青木先生からまた医療経済の先生方を紹介していくたどくという感じで、研究者の方々とつながっていきました。

最近は医療経済の分野でもある種の制度化が進んできて、確立した分野のようになってきていますが、私が興味を持ち始めた頃は「医療経済なんて、変わったことをやるね」という感じでしたね。

❷ アメリカの医療経済を研究する意義は？

日本においてアメリカを研究するわけですから、単にアメリカを知るという学問的意義だけでなく、比較政策的な意義もあると思います。実際に、良くも悪くもアメリカの動向が日本の政策動向に影響を及ぼすですから。

例えば、クリントン医療改革で主張された「市場競争のメカニズムを活用しよう」「保険者の役割を強化しよう」といった議論が、昨今の日本の医療改革でもずいぶん喧伝されました。また、民主党の新成長戦略は、産業の視点から医療に注目し、医療制度をどう改善するかというよりは、むしろ医療産業をどう成長させるかを論じており、そこからアメリカの医療産業にも注目しています。

医療経済は、制度論や政策論と切り離せないので、医療経済・政策学とか、医療の政治経済学という捉え方になります。その意味からも外国研究

の意義があるのは、ちょうど協同組合論を研究している人がイギリスやスウェーデンから学ぼうとするのと同じだろうと思います。そして今度は、日本の取り組みがひとつの研究対象となり、例えば韓国や中国などの研究者が、日本の医療制度・医療経済を批判的に検討し、自国の制度改革につなげるという動きも生ずるわけです。

❸ アメリカで皆保険制度がなかなか成立しないのは、ヨーロッパや日本とは違う風土があるのでしょうか。

なぜアメリカで国民皆保険制度ができないのか、というのは古くからある議論で、いろいろな議論があります。直接的には、保険会社や、従業員に医療保険を福利厚生・労務管理として提供する企業など、現在の枠組みから利益を得ているところが抵抗するわけですから、制度改革全般がそうであるように、ドラスティックな変革はなかなか難しいわけですね。いわゆる「体制的危機」というか、社会全体が大きく揺れ動かないと、大きな変化は生じない。

とても粗い言い方になりますが、日本や西欧で社会保障制度が整備された背景には第一次・第二次大戦があって、敗戦国にせよ戦勝国にせよ、総力戦による悲惨な結果が成立の大きな原動力になったのです。イギリスのナショナル・ヘルスサービスの形成過程を調査した研究などをみても、総力戦の遂行に向けて国民的合意を調達するために、約束せざるを得なかったことがわかる。その点でアメリカは、2度の大戦ではほとんど損害を受けていません。ただ、真珠湾攻撃の影響があるとは思いませんが、皆保険制度を持たないアメリカでも、実はハワイ州だけは30年以上前から皆保険でした。

『 アメリカの制度は、どんな枠組みになっているのですか。』

アメリカは基本的に、国民皆保険やナショナル・ヘルスサービスではなく、いわゆる市場型の医療制度であるといわれます。5000万人の無保険者もいるし、医療保険には入っていても保険給付が不十分ないわゆる一部保険者が何千人もいるので、医療保障の面では未整備な状況にあります。経済的な力のある人や大企業等に勤めている人は、日本よりも安い負担で医療を受けられるかもしれませんか、個々人の経済状態次第という意味で、医療保障の面での公平や平等はないわけです。

公的な医療保障がないことの裏返しですが、医療提供面でも株式会社病院が禁止されておらず、病院の2割近くが病院経営会社の傘下にあります。病院以外の、腎臓透析、日帰り手術、ウォークイン、ナーシングホームといった医療施設になると、株式会社の形をとる施設はさらに多くなります。ナーシングホームや透析、外科手術の6割ぐらいはそういう類の施設ではないでしょうか。

『 貧困層の人たちを救済する制度は？』

日本の生活保護に該当する医療扶助（メディケイド）や、地方政府（日本といえば市町村）がやっている各種の医療扶助制度があります。また、地方政府立の公立病院がそれらの人たちの受け皿になっていますが、やはり受ける医療の内容には大きな差があります。アメリカの医療は市場型ですから、支払い能力に応じた階層的な医療消費になるわけです。

もちろん、それで社会が維持できるのかというと、必ず揺り戻しがあって、それがクリントン改革やオバマ改革になるのですが、いざ政策・制度を変えようとすると、いろいろな反発も起きる。いちばん大きいのは直接の利害関係を持っている保険会社や企業経営者ですが、「負担が増えるのではないか」という恐怖心から、中間層も改革批判の言説に安易に飛びつきます。日本も他人事ではありませんが。

『 医療分野における協同組合の役割は？』

日本の医療では、民医連や厚生連、医療生協など、広い意味での非営利・協同セクターの果たす

役割がきわめて大きいと思います。

私自身は、医療制度は少なくとも財政面では公的な枠組みで行い、公平や平等を実現すべきだと思っています。だから反射的に、医療提供面でも、民間の組織が担う場合は、株式会社のように利益分配を目的とした組織ではなく、非営利・協同組織が担うべきだと考えます。医療の提供は、地域住民の意向なり、専門的な知見なりをきちんと踏まえて、地域の医療・福祉のニーズをどう充足させるかという観点でなされるべきであるし、その意味では、非営利・協同組織が担い手になるべきでしょう。

『 アメリカの過半数の病院はNPO』

実はアメリカでも、病院の過半数はNPO（日本でいえば公益法人）で、これが私のもうひとつの研究テーマです。非営利組織論に関心があるのは、アメリカにおける医療提供の担い手が非営利組織だからです。医療における非営利・協同組織の果たすべき役割とか、現実の事業や運動で直面する課題や制度的な条件づくりなどは、そこは院生時代から関心のあるテーマでした。

協同組合論でも事業と運動の関係が議論されますが、同じようなことがアメリカの医療でも日本の医療でも課題になります。ただ、面白いのは日本の医療分野における非営利・協同組織は、もちろん楽ではないけれども、経営はちゃんと回っている。そのなかで運動論的な、あるいは社会的意義もちゃんと果たして、運動と事業を両立させながら頑張っている。これはおもしろいです。

株式会社がうまくやれるかというと、必ずしもそうではない。むしろ、いまのような診療報酬では儲からないから、なかなか医療に参入できない。かといって自由診療はマーケットとして限られている。だから、いまの日本の制度では、通常の株式会社が参入するのはなかなか難しい。

『 アメリカはどういう経過でNPOが病院経営の半分を担うようになったのですか。』

古いものは植民地時代に遡りますが、有力な非営利病院は、地域の有力者や教会などが寄付して、つくられました。日本でいえば財団法人や公益法人みたいなもので、NPO法人とは少し違います。

病院経営は、草の根でやるには規模が大きすぎるの、日本でいえば財団法人や公益法人のイメージです。

ただ、非営利病院が優勢になるのは、病院建設に対する連邦補助制度が導入された1950年代以降です。日本では開業医が診療所を開設して病院へと発展させてきましたが、アメリカでは個人の医者が病院を開設・所有するのは珍しいです。病院の経営者も医師ではないことが多い。

保険会社、病院、医者、患者の関係を教えてください。

アメリカは日本のように統一的な診療報酬がないので、診療報酬は保険会社と病院の力関係であります。以前調査で訪れた病院の財務責任者は、保険会社との交渉に一年の大半を費やしていました。医師の診療報酬も、出来高払いから定額払いへの移行がすんでいます。

大変なのは患者です。日本のように保険証ひとつでどこでも好きな病院に行けるわけではなく、自分の加入している保険会社が契約している医療機関しか受診できない。受診しても保険給付がないですから、患者が加入している保険会社がその病院と契約していないければ、実際には利用が困難です。また、保険給付（民間の医療保険の多くは事後の償還払い）の際になって、保険会社から様々な理由で診療費用の支払を拒否されます。オバマ医療改革が施行されれば状況はずいぶん変わらはずですが、現状では、事前に医者や患者が保険会社に「手術していいですか」「入院していいですか」「検査していいですか」と確認して、保険会社の承認を得る必要があります。

それから、医師と病院の関係も日本とは違っています。医師は基本的に病院の従業員ではなく、独立した自営業者として、病院と施設利用契約を結びます。これをオープン・システムといいます。だから、医師に対する支払と、病院に対する支払も別建てになります。日本の診療報酬でも基本診療料と特掲診療料という形で概念的には病院への支払と医師への支払を区別しようとしていますが、アメリカでは請求自体が全く別になれます。

そういうシステムのなかで非営利・協同セクターの病院をつくる意味は？

実際がどうかは別にして、非営利・協同セクターの組織の場合は、患者のために行動しようとするとインセンティブがあることです。病院が株式会社になると、直接金融を通じた資金調達が容易になるメリットはありますが、つねに株価を意識し、とくに他社による買収を避けるべく、ひたすら株主利益を追及せざるをえない。その結果、無保険者や一部保険者、医療扶助受給者などの診療を断るといった問題が発生します。

もちろん、非営利病院も独立採算ですから、経営面ではそれほど違いはありません。ただ、非営利病院は公益法人として非課税扱いになるので、免税に見合った地域貢献、すなわちコミュニティ・ベネフィットを提供しているかどうかが、問われます。具体的には、利益の5%を慈善診療等に費やすとか、医学研究に寄付するとかです。そして、こうした地域貢献を果たしている病院がどれだけあるのか、ということを論拠に、非営利病院に対しても株式会社並みに課税すべきだとの主張が何度も蒸し返されます。

課税をめぐる議論は、日本の医療法人制度改革でも取り上げられました。アメリカとは反対に、日本では医療法人（持ち分あり社団法人）に対しては普通法人税率が課せられるので、むしろ株式会社形態を認めたらどうかという議論が出てきました。結果的に、持ち分あり社団の新設は認めないということで決着し、非営利で、かつ公益性の高い法人を対象とする社会医療法人が新設され、免税その他の租税優遇が行われることで決着しました。ただし医療法人制度改革は、自治体病院の再編問題も絡んでいるので、それはそれで評価が難しいのですが。

「税と社会保障の一体改革」については、どう捉えていますか。

数値目標としての受診抑制が明示されており、明らかに患者・家計へのコストシフトです。このことは各論、あるいは厚労省の改革案をみれば明確です。

外来患者をさらに5%減らす、100円の定額自己負担を新設する、薬剤負担や高額療養費制度を

見直す、さらには要介護認定の認定率を下げるこ^トと等が提起されています。医療経済論の立場からは、たとえば「入院日数短縮によって約5000億円が節約できる」といった無理なことも書かれていますから、数字そのものは粗いと思いますが、考え方としては、さらなる費用負担や受診抑制をさせる政策です。

コストシフトというのは、費用がなくなるわけではないので、社会全体として見れば、それで節約できたりするものではない。単なるツケ回しですから、かえって地域や個々の家計にしわ寄せがいく。その意味では、看過できないものです。

さらに、日本の社会保障制度は、保険料だけが賄っているのではなく、公費投入によって3分の1が賄われ、国民健康保険や国民年金や生活保護も含めて、公費投入を前提に維持されています。そのもとで、税・社会保障一体改革では、公費投入の財源を消費税に求めると論じています。つまり、社会保障の費用が膨らめば、公費も膨らむので、消費税の税率もさらに上げねばならない。「社会保障の給付を充実したければ、消費税の引き上げをのみなさい」という二者択一を国民に迫ることになります。そうなると国民は、健康な人のほうが多いので、「給付抑制によって保険料や消費税を上げるな」ということになって、社会保障の給付抑制が支持され、それがまた患者・家計へのコストシフトにつながります。

いま関心を向いている研究領域は?

医療政策は、財源の問題や国民の理解などもあって、なかなか変わらないという面があります。その意味では、制度・政策の捉え方をもう少し理論的な面からみてみようと、最新の政治経済学の理論を読んだりしています。

また、私事ですが最近転居しまして、家内共々まわりに知り合いが1人もいなくて困っていたときに、共同購入の班のメンバーに何かとお世話になり、「つながり」の意味を痛感しました。協同組合にもようやく関心が出てきたわけです(笑)。共同購入の班は、地域に住んでいる人たちが、自分たちのためにつながっていくという点で、外からやってくるNPOとかボランティア組織とは違いますね。生協には、町内会とかPTAと同じよ

うな性格があり、じつはそこがすごく大切なのだと思いました。この研究所でも、ずっと「つながり」ということを言っていましたが、私はその意味が全くわからなくて、「そんな事業にもならないようなことをなぜ?」と常々思っていましたが、「ああ、そういうことか」と、すとんと胸に落ちました。

私の場合は当面の生活上の問題だったわけですが、社会疫学とよばれる研究分野では、より長期的な影響として、「つながりがある人のほうが長生きする」とか「孤立は健康に悪い」ということが実証されてきています。もしこれを研究に活かすことができれば、「つながりは健康にいい」というような、また別の医療経済論ができるかもしれませんし、「生協の共同購入は健康にいい」という打ち出しありうるのではないかでしょうか(笑)。

研究所でも、「生協と健康」というテーマで研究すると面白いかもしれませんね。一般的な衛生統計上の数値と、共同購入をよく利用している人との比較をすると、たぶん、抑うつの発生などは少ないのでないかと思います。ですから、組合員調査をするときに、「組合員は相対的に健康ではないか」という仮説を持って分析して、それが実証できれば、「生協に入って健康になろう」と言うことができますよね。「もともと健康な人が生協をやっている」というバイアスもあるでしょうが、それならそれで、「なぜ生協には健康な人が集まるのか」という刺激的な次の課題もみつかるわけで、どちらにしてもいいですよね。

<プロフィール>

京都大学大学院経済学研究科博士課程後期課程退学
京都橘大学文化政策学部 准教授

主な所属学会：日本医療経済学会、社会政策学会、アメリカ学会

研究テーマ：アメリカの医療政策と医療産業

主な論文・編著書

- ・『医療力学』(2011年8月桐書房)、『健康と医療の公平に挑む』(2009年2月創成社)、
- ・『日米の医療』(2008年11月大阪大学出版会)など(いずれも共著)

災害ごみの放射能汚染の実態

平成23年9月15日、環境省は、「産業廃棄物焼却施設における焼却灰の放射性セシウム濃度測定結果」を公表した。

その内容は、東北・関東地方の16都県110施設のうち、実にその7割にあたる77施設の焼却灰から100Bq/kg以上の放射性セシウムが検出された、というものであった。具体的な濃度は、44施設で100～千Bq/kg、27施設で千～8千Bq/kg、5施設で8千～10万Bq/kg、1施設で10万Bq/kg以上が検出された。ちなみに、福島第一原発の事故前には、セシウム137が100Bq/kg以上検出された場合、原子力事業者はその廃棄物を低レベル放射性廃棄物処理施設で長期保管することとされてきた（平成17年11月22日経済産業省令第112号）。

この調査結果は、事故後約半年の時点においても、放射性物質によって汚染された大量の廃棄物が、広域的に、既存の処理施設で処理し続けられていることを示している。

放射性物質に汚染された廃棄物の処理の現状

わが国のごみ処理制度は、放射性廃棄物の大発生という事態を全く想定してこなかったが（廃掃法2条1項括弧書）、3.11以降、約半年間の政策的対応の概要は以下の通りである。

まず、放射性物質により汚染されたおそれのある災害ごみの中間処理（焼却）に関して、環境省は、「木くず等の可燃物について、十分な能力を有する排ガス処理装置が設置されている施設で焼却処理が行われる場合には、安全に処理を行うことが可能である」としている（平成23年6月28日付け環境省事務連絡）。

また、最終処分（埋立）に関して、同省は、「8千Bq/kg以下の主灰又は飛灰については、一般廃棄物最終処分場（管理型最終処分場）に埋立処分する」としている（同事務連絡）。そして、8千Bq/kg～10万Bq/kgの焼却灰等については、当初は「処分の安全性が確認されるまでの間、一時保管とすることが適当」としていたが（同事務連絡）、近時、これらをセメント固化してベントナイト等の浸透係数の低い土壌の隔離層を設けること等によって、通常の埋立

地で処分可能である、とするに至った（平成23年8月31日付け環廃対発第110831001号）。

これは、要するに、「既存の焼却炉でそのまま燃やしても安全」、「低レベル放射性廃棄物処理施設での長期保管を課してきた100Bq/kgの80倍の濃度（=8千Bq/kg）以下の灰は既存の埋立地にそのまま埋めても安全」、「8千Bq/kg～10万Bq/kgの灰も、約2か月間で検討した処理方法を用いれば、既存の埋立地に埋めても安全」ということである。

この安全性の根拠は、主として「災害廃棄物安全評価検討会」（非公開）で報告された数回の実験とシナリオ分析に基づくリスク計算である。

現在の対応の問題点

私は、このようななじ崩し的な対応には多くの問題があると思う。

第1に、安全性の検討が不十分である。予測や実証により数年間かけて慎重に安全性が検討された最新式の焼却炉や埋立地が、「想定外の事故」によって、基準以上の汚染物質を排出する事例は数多くある。災害廃棄物安全評価検討会はこの半年間で6回開催されただけである。

第2に、廃棄物処理施設の搬入・搬出物の連続的ないし頻繁な測定が必要である。多様な廃棄物が搬入される処理施設において、現状の月一回程度の焼却灰の測定では、そもそも放射性物質に汚染された廃棄物がその施設に現に持ち込まれているか否かの判断さえできない。

第3に、施設の周辺住民に対して、政策的意思決定に関与する機会を与えるべきである。処理基準の緩和によって、現実に追加的リスクの負担を強制されるのは彼らだからである。安全性評価や処理の実態把握は、周辺住民の大部分が納得する程度に達していかなければならない。

以上の問題状況は、平成23年8月30日の放射性物質汚染対処特措法の施行後においても基本的に変化しないだろう。放射性物質に汚染された廃棄物の処理の問題は、利害関係者が多数存在する問題であるだけに、今後、公開の場でより積極的な議論が行われるべきだと思う。

（もちづきこうへい 京都大学法医学研究科法曹養成専攻 博士（地球環境学）「協う」編集委員）

放射性物質に汚染された廃棄物は
「燃えるごみ」
か？

望月
康平